

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年10月11日(2018.10.11)

【公表番号】特表2017-526486(P2017-526486A)

【公表日】平成29年9月14日(2017.9.14)

【年通号数】公開・登録公報2017-035

【出願番号】特願2017-514454(P2017-514454)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/142 (2006.01)

A 6 1 M 5/42 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/142 5 2 2

A 6 1 M 5/42 5 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月31日(2018.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 8】

患者がカバーシート19を引いて除去するときに、基材16上の第2の粘着層18から取り外すことにより、カバーシート19のみがハウジング11から離れ、基材16がカバーシート19に貼り付けられたままにならず、カバーシート19に貼り付けられたハウジング11の下側11bから離れることができ、デバイス10の正しい使用のために重要なことが理解されよう。デバイス10の正しい動作を確実にするために、第2の粘着層18は、第1の粘着層15が基材16をハウジング11の下側11bに固定する力よりも弱い力で、カバーシート19を基材16に固定しなければならない。これをいくつかの方法で達成することができる。本発明の第1の配置において、第1の粘着層15の全表面積は、第2の粘着層18の全表面積より大きくてよい。例えば、ハウジング11の下側11bの周囲に沿った第1の粘着層15のストリップの幅d₁₅は、基材16の周囲に沿った第2の粘着層18のストリップの幅d₁₈より大きくてよい。この配置は図2に示され、このことが第1および第2の粘着層15、18のそれぞれの陰影領域からわかる。また、ハウジング11の下側11bは、アパー・チャ14により占められた領域を除く表面全体にわたって、第1の粘着層15の大きい領域を含む。代わりに、または加えて、第1の粘着層15が第2の粘着層18とは異なっていて、第1の粘着層15が第2の粘着層18より強力であるようにしてよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 9】

本発明の第1の実施形態と同様に、デバイス30の正しい使用を確実にするために、第2の粘着層18は、第3の粘着層38が第1の基材16を第2の基材36に固定する力よりも弱い力で、カバーシート19を第1の基材16に固定しなければならない。同様に、第3の粘着層38は、第1の粘着層15が第2の基材36をハウジング11の下側11bに固定する力よりも弱い力で、第1の基材16を第2の基材36に固定しなければならな

い。これをいくつかの方法で達成することができる。本発明の第1の配置において、第1の粘着層15の全表面積は、第3の粘着層38の全表面積より大きくてよく、この第3の粘着層38の全表面積はそれ自体第2の粘着層18の全表面積より大きい。例えば、ハウジング11の下側11bの周囲に沿った第1の粘着層15のストリップの幅 d_{15} は、第2の基材3の周囲に沿った第3の粘着層38のストリップの幅 d_{38} より大きくてよく、この幅 d_{38} は、第1の基材16の周囲に沿った第2の粘着層18のストリップの幅 d_{18} より大きい。この配置が図5に示され、このことが第1、第3、および第2の粘着層15、38、18のそれぞれの陰影領域からわかる。また、ハウジング11の下側11bは、アパー・チャ14により占められた領域を除く表面全体にわたって、第1の粘着層15の大きい領域を含む。代わりに、または加えて、第1、第3、および第2の粘着層15、38、18が異なる粘着層であって、第1の粘着層15が第3の粘着層38より強力であり、第3の粘着層38が第2の粘着層18より強力であるようにしてもよい。